

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 3－共通事項－7 (2)ハ	第 2 編 3－共通事項－7 (2)ハ	酒類の原料として取り扱わない物品に炭酸カルシウムⅡを加えた。
3－共通事項－7 (2)チ	3－共通事項－7 (新設)	酒類の原料として取り扱わない物品にメタ酒石酸及びL-酒石酸カリウムを加えた。